

# 山梨県公報

第四百十四号

令和五年

九月二十八日

木曜日

## 目次

○貸付金の元利償還金等の収納事務の委託	六〇一
○道路の区域変更(四件)	六〇一
○建築基準法に基づく道路位置指定	六〇二
公告	
○令和四年度における人事行政の運営の状況について	六〇三
○令和四年度における人事委員会の業務の状況について	六一五
○基本測量の終了	六二二
○開発行為に関する工事の完了について	六二二
企業局	
○山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程	六二二
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出	六二四

## 告示

### 山梨県告示第二百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金及び当該歳入に係る遅延損害金の収納事務を委託した。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 委託の相手方 東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア十二階弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 委託する貸付金の元利償還金及び当該歳入に係る遅延損害金 農業改良資金貸付金に係る償還金及び違約金
- 委託の期間 令和五年九月五日から令和六年三月二十九日まで

### 山梨県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和五年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡早川町高住字切川一九番一地先から 南巨摩郡早川町高住字切川官有無番地先まで	旧 二四・六 三二・二	新 三〇・〇 五一・一	九九・八

### 山梨県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)

大月市賑岡町畑倉字新宮一九二番一地从先から  
大月市賑岡町畑倉字新宮一九二番六地从先まで

旧	一八・七〇	五六・五〇	五五・二〇
新	二二・七〇	六六・六〇	五五・二〇

山梨県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲府市德行四丁目一五三一番一地从先から 甲斐市西八幡字下川除附四四二二番五七地 先まで	旧	五・八〇 一七・九〇	二八二六・七〇
甲斐市富竹新田字万才河原二二五二番一地从先から 甲斐市西八幡字下川除附四四二二番五七地 先まで	旧	二二・〇〇 八二・二〇	三〇七〇・二〇
	新	二二・〇〇 八二・二〇	三〇七〇・二〇

四 区域変更の期日 令和五年十月一日

山梨県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
甲斐市富竹新田字万才河原二二三三番六地从先から 甲斐市西八幡字下川除附四三九五番四七地 先まで	旧	六・三〇 七四・一〇	二五七八・五〇
甲斐市富竹新田字万才河原二二五二番一地从先から 甲斐市西八幡字下川除附四三九五番四七地 先まで	旧	二二・〇〇 八二・二〇	二七三八・一〇
	新	二二・〇〇 八二・二〇	二七三八・一〇

四 区域変更の期日 令和五年十月一日

山梨県告示第二百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年九月二十一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町上平井字東新井四百十九番十

三 指定道路の幅員 六・〇七メートル  
四 指定道路の延長 三十四・一八メートル

## 公 告

● 令和四年度における人事行政の運営の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和四年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。  
令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

### (1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			令和4年	令和3年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		2,946	2,955	▲ 9
	暫定再任用職員(常勤)		50	46	4
	任期付職員(常勤)		17	17	0
	小 計		3,013	3,018	▲ 5
教育・警察部門	正式任用		9,050	9,129	▲ 79
	暫定再任用職員(常勤)		359	274	85
	任期付職員(常勤)		253	235	18
	小 計		9,662	9,638	24
公営企業等会計部門	正式任用		135	133	2
	暫定再任用職員(常勤)		3	3	0
	任期付職員(常勤)				
	小 計		138	136	2
合 計			12,813	12,792	21

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

### (2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和4年度)

職 種	区 分	採用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		170	128	18	59	12	217
医 療 職		10	3	0	3	3	9
技能労務職		0	5	0	0	1	6
教 育 職		325	283	53	57	36	429
公 安 職		74	24	2	23	19	68
合 計		579	443	73	142	71	729
(構成比%)			(60.8%)	(10.0%)	(19.5%)	(9.7%)	(100%)

※1 「その他」には、死亡等が含まれる。

※2 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

### (3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和4年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		40	81	406	3
教 育 職		1	81	109	0
公 安 職		5	12	85	0
合 計		46	174	600	3

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減	主な増減理由
		令和4年	令和3年		
一般行政部門	議会	22	22	0	オリパラ閉幕に伴う業務見直し等 感染症対策の強化に伴う増等 欠員補充、観光推進体制の強化等 欠員、業務体制の見直し等 流域治水対策への対応等
	総務企画	561	585	▲ 24	
	税務	103	103	0	
	民生・衛生	802	788	14	
	商工・労働	267	261	6	
	農林水産	702	705	▲ 3	
	土木	556	554	2	
小計	3,013	3,018	▲ 5		
教育・警察部門	教育	7,699	7,675	24	小学校学級数増に伴う職員数の増等
	警察	1,963	1,963	0	
	小計	9,662	9,638	24	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	P2Gシステムの事業拡大への対応等
	その他	138	136	2	
	小計	138	136	2	
合計		12,813	12,792	21	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
令和4年度	R5. 3. 31 789,358人	千円 592,415,839	千円 3,076,849	千円 118,494,446	% 20.0%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 13,288	千円 54,413,683	千円 9,967,736	千円 21,414,923	千円 85,796,342	千円 6,457

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	令和4年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.5		99.8

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

## (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 328,475	円 415,326	歳 42.9	円 361,557	円 406,200	歳 44.3	円 319,930	円 427,323	歳 37.3

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

## (5) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料額	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	190,115円	201,399円	182,200円	193,900円
	高校卒	156,061円	165,935円	150,600円	158,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
公安職	大学卒	217,418円	230,012円	211,400円	224,100円
	高校卒	185,077円	198,376円	173,400円	185,400円

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,171円	316,999円	359,947円
	高校卒	220,102円	251,328円	321,896円
教育職	大学卒	312,444円	356,560円	388,748円
	高校卒	該当者なし	278,818円	該当者なし
公安職	大学卒	285,868円	333,491円	384,859円
	高校卒	259,621円	299,450円	350,348円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	18	0.5%	20	0.6%	16	0.5%
8級	次長	56	1.7%	57	1.7%	50	1.5%
7級	課長・参事	81	2.4%	86	2.5%	83	2.5%
6級	課長・主幹	715	21.3%	773	22.9%	921	27.3%
5級	課長補佐	505	15.1%	496	14.7%	410	12.1%
4級	主査・副主査	620	18.5%	629	18.6%	735	21.8%
3級	主任	561	16.7%	556	16.5%	460	13.6%
2級	主事・技師	452	13.5%	438	13.0%	411	12.2%
1級	主事・技師	343	10.2%	320	9.5%	289	8.6%
一般行政職職員数		3,351	100.0%	3,375	100.0%	3,375	100.0%

- ※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数  
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務  
 ※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区分	山 梨 県			国		
期末手当	(令和4年度支給割合)			(令和4年度支給割合)		
	6月期	期末手当 1.2 月分 (0.675) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分	6月期	期末手当 1.2 月分 (0.675) 月分	勤勉手当 0.95 月分 (0.45) 月分
	12月期	1.2 月分 (0.675) 月分	1.05 月分 (0.5) 月分	12月期	1.2 月分 (0.675) 月分	1.05 月分 (0.5) 月分
計	2.4 月分 (1.35) 月分	2.0 月分 (0.95) 月分	計	2.4 月分 (1.35) 月分	2.0 月分 (0.95) 月分	
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無		
1人当たり平均支給額	3,191千円	22,009千円				

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (令和4年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
職員1人当たり平均支給年額		43,224 円
手当の種類(手当数)		38
手 当 の 名 称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計+公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,387,595 千円
	職員1人当たり支給年額	409 千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円	1 国と同じ
	2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置	2 国と同じ
	3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円</li> <li>・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額)</li> </ul> <p>※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※支給限度14,000円</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等</li> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2</li> </ul> <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～47,760円 (81km以上は、48,954円が限度額)</li> <li>・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～33,432円 (60km以上は35,820円が限度額)</li> <li>・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額)</li> </ul> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>